

第4回座間味村議会臨時会

第1日目

11月10日

平成20年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 1 1 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成20年11月10日 午後2時00分 議長宣言		
	閉 会	平成20年11月10日 午後3時45分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清 之 助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 英 雄
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
	村 長	仲 村 三 雄	政 策 調 整 監	幸 地 東
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇		
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健		
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		
	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆		
	船 舶 課 長	宮 村 英 美		

平成20年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成20年11月10日午後2時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名について
2		会期の決定について
3	議 案 第 4 6 号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
4		提出議案説明（議案第47号～議案第49号）
5	議 案 第 4 7 号	平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
6	議 案 第 4 8 号	平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
7	議 案 第 4 9 号	平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
追加日程1	発 議 第 1 0 号	座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成20年第4回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城善昇議員及び5番 金城英雄議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題といたします。

●お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって会期は、1日限りと決定しました。

日程第3．議案第46号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第46号

座間味村船舶運航事業条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、座間味村船舶運航事業条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

船舶運航事業の経営の健全化を図るため、座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定に基づき本案を提出する。

なお、次に私が申し上げることについても、ひとつ皆さんに御理解を賜りたいと思っておりますので、私からひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これまで燃油高騰によってかなり、あるいはまた船の開放というひとつの定期検査等で費用がかさんだために、どうしても運賃改定の必要性があったわけでございますけれども、できるだけその値上がり分を営業努力ということでカバーしようということで努力をしてみまいりました。どういふことをしたかと言いますと、座間味村は以前からそうでありますように、船の速度を85%で運航するということでの燃料節減。これは徹底してやっております、監督官庁の総合事務局にもそのことを報告しております、他の地域にもこういうことが波及するよふにということなどもいただいております。

それともう一つは、代替燃料を考えてみようということで、別の燃料を混ぜることでは何とか節減できるんじゃないかということも検討したんですけれども、それはうまくいきませんでした。そういったよふことで、今回、改定ということで皆さんにお願ひするわけなんですけれども、それではじゃあ何がかわってきた

かと申しますと、この時期、ほんとうはもっと早くすべきであつたんですけども、今どうしてもということで、少し運賃をできるだけ安くということを念頭に置きながら、最近のいわゆる燃油の価格の安定。世界的に少し安定してまいっております。それともう一つは、ただいま国会でも議論されております経済対策等々ですね。特に燃油高騰などにも配慮するということですので、そういったようなことをひとつ念頭に置きながら運賃の改定を今お願いするところであります。特に村内においての波及ということではですね、村民の生活に直接差し障りがないようにという配慮をしております、貨物料金は据え置くと。その他の運賃については、きょう皆さんにお願いして改定をお願いしていくということにしておりますので、ひとつそこから辺の御理解をいただいてですね、ひとつ慎重な御審議をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど大まかな提案理由を申し上げておりましたが、詳細については担当課長から説明させますので、ひとつよろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

村長のほうから説明がございましたが、これから中身について私のほうから説明したいと思います。

まず今回の改定は、旅客運賃が14%、手荷物運賃が15%、自動車航送運賃が15%、小荷物運賃が15%の運賃の値上げで提案しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

中身のほうなんです、座間味村船舶運航事業条例の一部を次のように改正するというので、別表第1（第5条関係）中とありますが、この中に1番の旅客運賃、これはフェリーざまみと、それから2番の旅客運賃、クイーンざまみ。3の内航路運賃、それから4の手荷物運賃、5の普通貨物運賃、6の特殊貨物運賃、7の自動車航送運賃。ここまでは現行の条例のとおりです。この表をこれから第1の旅客運賃、フェリーざまみ。これが泊・座間味間で旧1、860円のところが2、120円になるということです。2の旅客運賃、クイーンざまみ。それから3の旅客運賃（内航路）、これは据え置きで値上げはありません。4の手荷物運賃、これも15%の値上げとなっております。それから5の普通貨物運賃。その貨物運賃につきましては、新しくやりたいということで載せてはおりますが、現行の貨物運賃の表が新旧ということであまりわかりにくい。ちょっと間違えやすいような書き方がされていますので、これは今回新たに整理しまして、今回の単価だけを載せるということで整理をしております。それから6の特殊貨物運賃とあと7の自動車航送運賃。この自動車航送運賃につきましても、これまでは那覇・座間味間の運賃の計上でしたけれども、座間味・阿嘉間の運賃も一緒にあわせて認可されておりますので、今回追加で入れております。それから小荷物運賃。これも国の認可を受けておりますので、今回新たにまた計上して載せております。これに改めると。

それから、参考事項で貨物運賃（新・旧）表がありますが、これは中身が特に車両のほう、マイクロバス、中型トラックとありますが、これは自動車航送運賃が設定される前、要するに座間味丸時代の運賃の設定の

仕方で、この特に車等は全部貨物扱いでした。現在は自動車航送になっておりますので、この部分は省くということで。それから特殊貨物の中身についても、前の6の特殊貨物運賃のほうで既にありますので、これも二重に記載されておりますので、この部分は全部省くということになります。

また新旧対照表をつけておりますが、これも旅客運賃14%上げたときに、片道だけ言いますとフェリーざまみが2,120円。現行では1,860円。クイーンざまみのほうが14%アップで3,140円。現行が2,750円ということです。あと手荷物運賃につきましても、泊・座間味間で、自転車のほうで現行320円が改正案として370円。原動機付自転車で660円が760円。二輪自動車が1,310円を1,510円に改正するという案です。あと普通貨物運賃、それから特殊貨物運賃につきましても、先ほども言ったとおり新・旧、これは現行の(新・旧)表を一つにまとめて現在使用している単価だけを載せたと、整理しました。以上、中身についてはこれで終わります。

○ 議長(宮平秀保)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

前回、全協で一応説明は聞いて把握はしているつもりですけど、ちょっと今の説明では意味がわかりづらいんですけど。この資料はあまり、後でいいんですけど。これを見ればいいんですよ。ない資料は特段…一緒ですよ。こんがらがってしまったものだから。これを説明すればいいわけですね、我々は。聞かれたときにね。わかりました。

○ 議長(宮平秀保)

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

新旧対照表なんですが、特殊車両の後に始まる自動車航送運賃表の下のその他の後に、車両積載時は、車検証が必要ですよという文言が消えているんですが、なぜでしょうか。それを教えてください。

○ 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長(宮村英美)

ただいまの現行の中に、車両積載時は、車検証が必要●ですよという●文言があるが、新しい表ではないという。どうしてかということなんですが、これは条例上の中にそういう文言は必要はなくて、実際、積み込みをする際にですね、車検証をとって、確実にとってそれで積み込みをしておりますので、特に今回は中には入れておりません。

○ 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

運送約款の中に入っていて、積み込み時には確実に確認をしているということによろしいわけですね。あとひとつ、この車検に関してのことなんですが、私も北海道を渡るときにやられたことなんですが、車検が1カ月とか2カ月しか残っていないときには持って帰る確約というか、それを書かされた覚えがあるんですよ。これはなぜかということ、放置車両になる可能性があるということ。その辺のちゃんと何と申しますか、例えば車検切れのものをこっちに持ってこさせるわけにはいきませんからね。そういうところは気をつけて、運送約款の中に入れてあるのかどうか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○ 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

運送約款の中では、車検証を提示すると。これだけははっきりうたわれております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ確認はすると。それは長さとか、車検が入っているということだけでやっているわけですよね。ということは、これがほんとうにはたして車検を受けるのかどうか。座間味村は3月と9月になっていますけれども、こちらの人間の名義をかえてそれを運行するという方向でされるのか、それとも那覇から持ってきてそのまま放置車両として捨てていく可能性だってあるわけですからね。その辺の取り組みもちょっとやってもらわないと、ちょっといけないと思いますので。実際に座間味では駐在●所があるのでそんなことはないうんですけれども。阿嘉では車検切れの車がかなり走っていますね。注意しても聞かないし、警察が来ても現行犯でないと捕まえることができないということがあるので、その辺のことも逆に言えば、ちゃんとしてもらわないとフェリーから来てフェリーに乗りました。そういうことが行われましたでは話になりませんので。その辺もまた改めてですね、考えてやっていただきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この改正については、6月定例会あたりから皆さんに問題が投げかけられておりまして、いろいろ議論も尽くされてですね、私はただいま提案されている条例については問題ないと思っておりますけれども。ただですね、6月定例議会のときに9月あるいは10月をめどにして実施したいということを村長や船舶課長も申し上げていたんですけども、遅れた理由。いつ実施されるんですか、この実施。これについてお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

ただいまの御質疑の内容につきましては、住民説明会でも御説明させていただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

御指摘がありましたように、6月議会のころから私どもとしては運賃改定を早期にやりたいということを目指して考えてまいりました。しかしながら御承知のとおり、7月以降、特に燃料の高騰が非常に激しくなってきたものでございますので、そのたびに毎月契約の変更の申し出があつて、そのたびに試算をやる。それでもまた足りないということが何回か繰り返されてまいりました。その結果として、今燃料の価格が落ち着いた今の時期に将来を見通した形でやりたいということで、今回改定のお願いをしているものです。また、実施時期でございますけれども、本日議決をいただきましたら早速、総合事務局のほうに運賃改定の申請を行いまして、認可され次第、通常3カ月程度かかるというお話もありますけれども、できるだけ早期にお願いをしまして、申請をする段階からできるだけ1月1日からやりたいということを向こうにお伝えをいたしまして、できれば1月1日から。そうでなくても2月、3月の早い時期からやりたいということで、考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、わかりました。確かに今、調整官が申し上げるようにですね、7月から今日までは非常に変動がありますよね。そういうことで実施が確かに、できなかったという点もあるだろうと思いますけれども。そこで村長、先ほど村長のあいさつの中にもありましたけれども、食油、油の機械もありますけれども、これが使えなかったということについてですね、どのような形で使えなかったのかどうか、これをちょっと。なぜ

● あれだけの借金ができておりますけれども、これがそうだったか。なぜ使えなかったか。実際に実施はやったんですか、実験はやったんですか。● ですね。各民宿を持っている方々も。それについて具体的にひとつお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この代替燃料については、実は燃料系の試験所ですね、いわゆる燃焼試験、あるいはエンジンでの試験だとか。これはトラックエンジンを主にやったんですけれども。その範囲内では十分使えるということで、じゃあ早い時期にそういうものを検討しようということで、まず座間味のダイビングの4隻ですか、に使ってもらいました。その経緯を見ていたということです。それからもう一つは、うちのごみ焼却場の発電所のエンジンでひとつ試してみようということでやったんですけれども、たまたまですね、ここに持ってきた、いわゆるミックスされた燃料の容器を、これは21・ざまみさんが悪いわけですけれども。洗浄せずに、そのドラム缶に入れてきて、特に我々のごみ焼却場の発電機でちょっと不具合が見つかったということなどもありまして、これを海の上を走っている船が、もしその燃料を使って一時たりともとまることはできないということでしたので、もう一回戻してですね、ちゃんと機械が動くという証明をしてから使おうじゃないかということで、戻したことによりましてですね、今のところあちこちで検討はされているようだけれども、他の離島航路でも検討されているようだけれども、まだ使えるという答えは出ておりません。そういったことで今のところ保留していると、断念したわけではないですけれども。保留をしているところが現状でございます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、保留とか今後●あれを見るというんですけれども、これは、じゃあほかの業者とか船舶の事業の中で具体的にやっているところはあるんですか、これを使っているところは。私の勘違いかもしれませんが、久米島で14トン級ぐらいの船がこういう燃料を使ったために、● エンジンがトラブルを起こしてペアになったということも聞いていますけれども、これと結びつく何か聞いていませんか。これは新聞にも載っていましたけれども。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

その件については私も調べました。あれはA重油の、使っている重油のいわゆる品質の悪さというんでしょうか、ということでまだ船ではこれは使っておりません。今ちょうどオリオンビールさん、あるいは名前はいまいち記憶にないな。大手企業がいろんな豆腐をつくったり、あるいはビールをつくっているような企業で、いわゆるボイラー、ボイラーに使うということで、ほんとうは7対3ぐらいで使えるという、この天ぷら油が3、重油7ということで走ったんですけれども、実際にやってみたら6対4でも使えるというこ

とで、今そういうことで油の収集ということで一生懸命事業者がやっているという報告を受けております。先ほどの久米島でのトラブルは、調べた結果関係はなかったということは確かでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

やはりそういった事業をベースにするためにはですね、やはりちゃんとした実績とか、こういったものに載せてやらないとですね、我々のこの機械はですね一業者が開発したということで、それに踊らされたという私はそういう感じをしていますけど、まずは実験の段階でということやって、今後は絶対そういうことがないようにベースに乗せてやらないと大変ですよ。しかも船舶などにそれを使って、途中で●トラブルがあったら大きな事故になりますよ。そういったことで今後はお互いに十分そういうところを掌握して、慎重を期してやっていくべきだと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

船舶についてちょっとお聞きしたいと思います。この条例につきましては、非常に遅いぐらいでございます。私としましては執行部は何をしているかと言いたいぐらいのものでございます。どうしてかと言いますと、一般のほうから幾ら金を入れているかということ執行部はもうちょっと慎重に考えなければいけないわけですね。渡嘉敷の場合には2カ年前から上げているわけなんです。だから今更、改定の何のかのと言ってもですね、私は非常に執行部の態度そのものが大変私は珍しいぐらいだと思います。今回の補正においてもですね、交付税というのは住民福祉のためとか、いろいろ使って何も無いじゃないですか。2, 200万円がこれからの補正で入るんですが、それもみんな船舶に行っているわけですよ。こういった燃料の不足の●行為として他の市町村はずっと前から上げてそのようにやっているのに、それを今更出てくるというのは、これは本当に恥ずかしい話だと思いますね。だからまず来年の決算、平成20年度の決算を見たらますます赤字が来ると思うんですが、こういったものを見ると、また一般から繰り入れしないとイケない。こういったものやっていたら、これはもうほんとに考えられない話でございます。それが今そこに条例があるんですけども、公布の日から施行すると書いてあるんですが、公務員として、これを議会に出す場合におきましては、金銭につきましてはちゃんと明確に年月日を入れてもらわないと、観光で食べている島というのはいつから上がりますかとなると、公布の日からとなると、公布というのがいつかというのが問題です。だから条例的なものというのは平成21年1月1日からやるとしないこの条例は通らないですよ。公布の日からやると。金銭を上げる、法的に国が決める法的なものにおいて条例を改正する場合は公布の日でいいですよ、だけど独自で金銭の改定をする場合は、ちゃんと日にちを打たないと条例は通りませんよ、これは。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの件なんです、今回運賃改定を予定しています旅客運賃、それから手荷物運賃、小荷物運賃、自動車航送運賃、これにつきましては国の認可が必要になってきます。それでこれから申請しまして早くて1カ月、遅くて3カ月。その間になるんですが、認可がおりないと実施ができないということになりますので、それで公布日からということで記載させていただきました。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

認可というのはどこにおいても二、三カ月はかかると思うんですが、今も言ったように6月のときにも、議員のほうから一般会計に関するときに何回も指摘をされているんですよ。3カ月もかかる条例を平成21年1月1日にスタートするようになぜできなかったのか、今までこうやってなぜできなかったのか、私は執行部の仕事に対する怠慢だと思いますよ。しかも金があればいいですよ、一般から幾ら入れたと思いますか、これはもう6,000万円近いんですよ。こうなった場合は一般会計からどのように●仕事をやりますか。これはほんとうに恥ずかしい話だと思いますよ、私から見たら。最後に村長に、ちょっと今まで遅れた理由とかそういったもの、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

御指摘、お叱りのとおりだと真摯に受けとめております。ただ私といたしましては、やはりさきほど1番議員からの御質疑もありましたように、いろんな情勢を勘案しながら、できるだけ地域として納得のいくような形をつくりたいと。そしてもう一つは、他の地区が運賃を去年で改定をしていて、燃油の高騰でかなり今上げた額ではどうしょうもないと。さらに運賃改定するかというふうな情報等もとりまして、やはり我々とすれば、この燃油高騰、6月にそういうことを私たちから発信したんですけども、7、8、9月とどんどんウナギ登りに燃料が高騰している中、やっと10月に入って少し落ち着きを見せ始めたので、どうしても1月までにはそれを改定して、次の年度にはあまり差し支えないようにというふうなことを、執行部みんなでいろんな議論をしながら、この時期になりました。御指摘のありますことにつきましては、ほんとに早い時期にもっとやるべきだったと私は思います。そういったようなこともひとつ御理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

●8番 金城勝英議員。

●○ 8番（金城勝英議員）

村長に● 渡嘉敷のほうにおいてもですね、今から上げるという、とにかくその時点で何%か上げておけば、それだけ一般から繰り出しはなかったと思うんですね。だからこういったものは、もしこれで足りなかったらまた上げてもいいんじゃないですか、これは。この条例改定というのは。運賃というのは。例えば今予算が足りない、だからいろいろ入れて三役の給与の30%、40%分を何回となく削りました。また議員のほうもいろいろ削っていますよね。こうやって同じように予算がつかれないから削る、10名の議員を8名に絞って、また次のときは何名になるかわかりませんが、このようにしてこちらでも非常に努力しているわけですよ。だから上げてみて、上げたぐらいは一般からの繰り出しはそれだけ少なくなるわけですね。これでまた燃料が上がった場合には、そのまた上がるぐらいをもう一度提案すればいいですよ。これは住民もそのように納得すると思うんです。だから一回にぱっと上げてきた場合には、大変な●問題ではあるんですが、これはそのように住民説明会もやっていますので、これはいいんですけれども。とに

かく一般の繰り出しがですね、あまりに多くてもう仕事ができないんですよ。だからこういったところは、もっと船舶のほうも人を集める方法、人を集めないとうちにもできませんから。その部分にも十分に力を入れてもらいたいと思います。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

船舶課長、運賃を値上げするためにですね、総合事務局から他の市町村が値上げしているということで、「何か君らはどういうふうを考えているか」という提案といたしますか、指摘はなかったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

運賃改定については、「運賃を上げなさい」とかそういうものはありません。事務局のほうからはありません。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

その運賃値上げについては、値上げ高が高ければ高いほど黒字になることが考えられますね。そうしますと、国や県は補助を出さなくてもいいわけですね。赤字経営でなければ。ですから国や県としては、おかしな言い方ですが、多く上げたほうがいいと思うんです。しかしこれ一遍にこんなにたくさん上げるということは、今後申請してみて総合事務局から「高すぎるんじゃないか」という指摘もあり得るかもしれませんね。そういうときに値下げしなければいけないということになると、結局もとに戻るような形になってしまいますので、その方面の調整は総合事務局ともよく調整をして、どの程度の値上げのほうがいいかどうかですね。どの程度まで値上げしてみて赤字がどれくらい出たら国や県も補てんしてくれるというような数字をですね、計算を入れてやらないといけないと思いますので。ひとつその点は皆さんも何十年もやっていますからよく勉強しているとは思いますが、よく注意してやってください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどは車検証の件に対してお聞きしたんですが、今回は先ほど8番議員、6番議員からも話がありましたように、値上げというのはしょうがない話。というのは私などもわかっております。燃料の高騰もあるし、それでも逆に言えばお二人から今指摘がありましたように、1回で14%ではなくて何で8%、6%だったのかということも先ほどお聞きして納得したところではありますけれども、これを10月につくっていますから一番高騰時、ピーク時ですね、原油高の。ピーク時につくっていると思うので、本来の%でいきますと恐らくこんなに極端な赤字、一年では大体赤字にはならなくても、とんとんぐらいいくんじゃないかなど。黒字にはならなくてもね、いくんじゃないかと思うんですよ。でも原油が今のまま安定してくると、この分上げていますから黒字になる可能性というのが出てくるわけですから。あと2年したらクイーンのオーバーホールがありますよね。大体3,500万円ぐらいかかりますよね。ということは、逆に言えば年間3,500万円以上の黒字にしないと逆にエンジンのオーバーホールができないということになるわけですね。それを今の燃料から考えると、それ以上の黒字が出てくるのではないかと思うんですが、そうなった場合にこの費用をどうするのか。どのように使途としてあるのか。その辺をちょっと船舶課長のほうで説明しても

らっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの質疑、今後この改定によって黒字になったらどうなるかということなんですが、実はこの運賃改定、先ほど言いました認可なんですが、認可を受けるのは運賃の上限の認可を受けるわけです。例えば今回の改正でクイーンで苦慮していた● がありますよね。これ以下であれば届け出で今度は済みますから。例えば黒字になりました、じゃあこの運賃をちょっと下げましょうというときには、認可ではなくて今度は届け出でできますので、その辺はそのときの状況を見てですね、運賃を下げるか。それとまた今後はフェリー新造船計画、フェリーとかあるいは高速船、また代船の計画が出てきます。そういうときのための基金にしてですね、それを積み立てていくと。そういうものにも使えるんじゃないかと思います。あとそれとほかに、この間の全体協議会の中で船舶の経営改善委員会を立ち上げたらどうかというお話しがありましたけれども、そういう中で出てきたサービス面においてまた聞いてですね、改善していくところは改善、これで改善できるのであればいいのかなと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

フェリーの代船、フェリーももう何年になるのかな、あともうちょっとで普通の運航で言えばあと五、六年で来るわけですから、それはもちろん基金が必要になるわけですね。ゼロであった場合にはまた大きな借金をしなければつけない状況ですので、それはそれでやらないといけません。しかし、はっきり言ってその中から、要するに船舶で先ほど発言されていますように届け出だけで運賃が下げられるという話がありましたよね。これは今現在、何と言いますか妊婦が、那覇に行くことに関しては補助とかがあるんですけども、ほかには病気で رفتり来たりする人がかなりいるんですけども。その人たちの面倒って全くそのサービス面には入っていないわけですね。あと子どもたちがきのう一昨日、日曜日ですか、名護のほうに行っているんですけども、そういう家の親御さんもついてきますので、かなりの負担なんです。同行費用としてね。そういうものをどういうふう到现在までやってきているのか。それがもし、高齢者はもちろんそうなんですがね。障害者は割引がありますけど、高齢者だから割引というのはないと思うんですよ。それを今そういう面でのどのように生きるのか。その辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今御指摘があったのは、例えば妊婦、高齢者等の社会的弱者に対する割引というのが今回の料金改定です。そういう余剰が出たら、そういうことができないだろうかというのが一つ。それと特に中学生ですね。中学生、高校生等が島外に出る場合の費用負担が非常に大きいのでということがございましたけれども。まず1点目、いわゆる社会的弱者と言われる人たちについて、妊婦の皆さんについては今補助を出しておりますけれども。これは一般会計側でしております。御承知のとおりですね。こういう福祉施策としてやるべき部分は一般会計でやるべきだろうと考えています。今回の料金改定によって、一般会計側は繰出金の負担に若干、余裕が出てきますので、そちらでできる部分があるのかどうかということが今後の検討課題として必要かと思います。もう一つは、子どもたちがいろんな競技会等で団体で出かけていく場合の費用の補助みたいなもの。こちら例え一般会計側で教育委員会予算としてつけることが必要かどうか。こちら検

討すべきだと思います。一方では高齢者の割引ですけれども、こちらのほうは制度的に割り引くことができるようになっておりますので、こちらのほうの割り引きができないだろうかということを考えていきたいなというふうに考えています。これについては、今回は一般的な運賃改定でやっておりますので、この改定の申請とあわせてですね、総合事務局のほうと協議を進めていって、その中で取り組みたいというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。これはですね、できれば早目に。検討する必要がありますではなくてですね、いついつまでに何をしたいと。先ほど課長の発言の中にもありましたけれども、経営改善の協議会をやりたいということで、この聞いた部分に関しては、● になったとか、またあとアイランダーのメンバーが予約はしたけれども来ないと。キャンセルしてもキャンセル料は一銭も発生しないと。だからどんどん予約はしたけれども乗らないという。後で予約したいけれども「いっぱいです」と断られて、船はがらがらで走っているという状況があったんでね。こういうものも先ほど村長のほうから話がありました、努力の中で、いついつまでには何をしたいという計画を出してほしいんですよ。何をしたいと、ああしたい、こうしたい。これは検討しますというだけの話だから、要するに時系列をつくってほしいわけですよ。いついつまでに何をどうするんだと。そうしないと何月何日までに何をしますよという目標がないと、話ができないわけですよ。協議会も持てないわけですよ。そうすることによって、この運賃14%で、ほかでは20%に上げているところもありますけれども、14%で納めて正解だったということが言えるように努力してほしいんですよ。だから8番議員が「仕事は何をやっているんだ」というのと一緒ですよ。私は去年から「広告とりなさい」「はい、計画しています」と。夏過ぎたら既に広告を出す人はいませんよ。何でか損しているわけです、逆に言えばね。そういうのはだから、いついつまでに何をやりますという計画書を出してください。そうすれば議員みんな納得しますよ。住民も納得しますよ。そういうことで、取り組みをお願いしたいと思っております。村長に、どういう営業努力を今後されるのか。剰余金があった場合にはどういうふうな使い道を考えておられるのか、それをお聞きしまして私の質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

例えばですね、これまで国はなぜ急にこういうふうに経営が少し苦しくなったかと申しますと、ちょうど先ほど金城議員からありましたようにですね、船の開放、エンジンの開放時期、検査。定期検査時期というものが5年に1回あります。それと燃油の高騰時期が一緒になったということが、かなりの経営の圧迫でございました。そういうことがないようにこれからは心がける必要があるんですけども、ただこれまでですね、例えば総合事務局などにもかなりお願いしてやってきましたことは、例えば内航船はどう運転してみてもあれは赤字です。けれどもそのときに黒字で、船舶会計は黒字でしたので、このようするに上がり分では我々は船を運航します。一般会計から出すべきだろうという指摘がありましたけれども、先ほどの8番議員のお話の中にもひとつ触れることになるんですけども、違います。我々はこの船のいわゆる上がり分というか、黒字分は村民に還元していくことが最も大事なことで私は思います。ですからこの分については黒字の間はさせてくださいということで、総合事務局にはお願いして内航船は船舶会計の中に入れてありまして、赤字になったときには、これは当然のことながら一般会計で見ますという約束をして内航船を運航しております。そういったようなことで、ほんとうは燃油がこれだけ高騰しなければ、ある程度の経営努力と言

うんでしょうか、でいけたと思うんです。船舶も今、船員の運賃を減額しております。こういったようなもの、あるいは燃料の安いところを選んで買っていくと。これも船舶課長が一生懸命努力しまして、まだ入札というまでには持って行ってないですけども、入札という場合には元売りの入札になってきますので、今後それを変えるというのは非常に、業者は同じ元売りが何社かいるんですけども、それができにくいというようなことですね、いろいろそういう形で努力してまいっております。今後もですね、さきほど運賃改定に関しては上限ですから、もしどうしてもこれを取りすぎることであるならば、また皆さんに条例の改正をお願いしながらですね、いわゆる住民生活にもっとメリットがあるような形に持っていくというのと、それからもう一つは、どうしても黒字が出てくるようでしたら、それは何らかの方策で、先ほどのいろんな一般会計からの持ち出しなどもありますけれども、それを監督官庁などをお願いしながらですね、こういう形で使わせてくれというふうなことも含めて、やはり村民が得をするような、村民の生活に確実に還元していくような、村民の生活を潤すような財源として使うべきではないかというふうに思っております。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

先ほど課長からも少し触れてもらったんですけど、船舶の経営改善委員会というのが今村の内部の組織でありますけど、今回の値上げに当たってですね、船舶の経営改善、サービス向上に向けての今までのやり方をやっぱり根本的に変えていただいてですね、民間の意見も入れていただく形での協議会の設置というのを正式に、検討するんじゃなくてぜひ設置して、具体的な方法を示していただきたいということをお願いしたいなと思っております。なぜかといいますとですね、特別会計。船舶の特別会計になっていきますけれども。村の一般会計からの繰り入れ等がありましてですね、単体の経営意識というのが非常に薄いんじゃないかというふうに思っています。赤字額もこの間5,000万円、5,000万円で今回は8,000万円の赤字の予定ですね、値上げをしなければ。普通は潰れていますよね。結局、航路存続そのものに関わるような状態であっても一般会計から繰り入れできるし、赤字補助制度とかいろいろありまして、やはりそういった意味での経営的な感覚というか、その辺があんまり公営企業的なマイナス部分が出ているんじゃないかというふうに感じています。今回の値上げについても、実は1年前から値上げの件については私たち議会でさんざん言ってきました。というのは、これは一般会計の繰り入れのほうが非常に気になりまして、村の財政の悪化ということで、さんざんいろいろ苦慮しています。そういった中で特別会計に対する繰り入れ額については非常に来年度の予算編成がそろそろ始まるんですけど、非常に影響があるということで、1年前からその件については住民の皆さんには大変申しわけないんですけども、検討すべきじゃないかということで提案して繰り返しているんですけども、そういったことをやるためにも、ぜひ執行部、役場が村長がやれとかそういうんじゃなくて、やっぱり地域の問題としてこの航路を維持するためにはどうしたらいいかというふうな視点での航路経営というものに対してですね、理解を求めめるためにも民間をぜひ入れてですね、ぜひ今回ですね附帯決議の意味ですから議会のほうの意思とですね、つけていただきたいというふうに思っていますけど、それに対して村長、どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

特に特別会計、船舶は企業会計でやっているところもあります。企業会計法の中でですね。そういうような形からしてきますと、やはり収益で経営が成り立つというのが特別会計、特にこの船の特別会計などはそうでございます。先ほど御指摘がありましたように、そういったような意味合いでぜひですね、やはり収益を上げて皆さんに納得していただくサービスを提供するという意味合いでは、いわゆる行政マンだけではなく広く物を見ることは難しいです。そういったこと。それからまた議会にもお願いし、一般、いわゆる有識者というんでしょうか、という方々の御意見も聞きながらですね、先ほど申しましたいわゆる収益で経営をし、それで満足のいくようなサービスを提供するというようなことでは、先ほど御提言がありました経営改善委員会、仮称になると思うんですけども。この設置は私は必要だということで、先日皆さんと全員協議会がありましたときにも、そのことについて触れておまして、設置する方向で今検討させております。ただ設置の時期につきましてはですね、年内にということでは少し運賃改定も含めてかなり事務方、事務がふくそうしていますので、いろいろ設置要綱等の検討は進めながらですね、いわゆる年度内の設置と。年が明けて1月あとの設置というものをひとつ模索していこうと、考えていこうということで今検討しているところでございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。ぜひよろしく願います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第47号 座間味村一般会計補正予算（第4号）から議案第49号 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第47号

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成20年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,141,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
8 地方特例交付金		833	114	947
	3 地方税等減収補てん臨時交付金	0	114	114
9 地方交付税		755,695	22,579	778,274
	1 地方交付税	755,695	22,579	778,274
17 繰越金		68,369	6,285	74,654
	1 繰越金	68,369	6,285	74,654
歳入合計		1,112,617	28,978	1,141,595

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 衛生費		162,495	735	163,230
	1 保健衛生費	93,984	735	94,719

款	項	補正前予算額	補正額	計
13 諸 支 出 金		14,364	28,243	42,607
	2 公 営 企 業 費	14,358	28,243	42,601
歳 出 合 計		1,112,617	28,978	1,141,595

詳細については担当から説明させます。よろしくお願ひします。

議案第48号

平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事 業 収 入		586,399	72,641	659,040
	1 運 航 収 入	569,315	44,398	613,713
	3 営 業 外 収 益	14,360	28,243	42,603
歳 入 合 計		586,404	72,641	659,045

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 運 航 費 用		331,537	68,989	400,526
	1 旅 客 費	4,269	△500	3,769
	4 郵 便 取 扱 費	101	△99	2
	5 燃 料 潤 滑 油 費	129,719	62,887	192,606
	9 船 費	191,426	6,701	198,127
2 営 業 費 用		126,004	3,728	129,732
	3 船 舶 用 船 料	57,862	250	58,112
	5 店 費	63,901	3,478	67,379
5 公 債 費		75,818	1,069	76,887
	1 公 債 費	75,818	1,069	76,887
7 前年度繰上充用金		38,541	△1,145	37,396
	1 前年度繰上充用金	38,541	△1,145	37,396
歳 出 合 計		586,404	72,641	659,045

詳細については、担当から説明させます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第49号

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年11月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		71,872	735	72,607
	1 繰入金	71,872	735	72,607
歳入合計		190,362	735	191,097

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		71,214	735	71,949
	1 営業費	71,214	735	71,949
歳出合計		190,362	735	191,097

詳細については、担当から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第47号の一般会計補正予算（第4号）について、若干説明をさせていただきます。

補正総額は先ほど村長が申し上げたとおり2,897万8,000円となっておりますが、その主な内容です。9ページと10ページのほうを見ていただきたいんですけども、簡易水道特別会計への繰出金が73万5,000円、10ページのほうの航路事業への特別会計の繰出金が2,824万3,000円。この二つが一般会計における補正の内容となっております。

その財源なんですけれども、2ページを見ていただきたいんですが、地方特例交付金ということで、金額は小さいんですけども11万4,000円。これは国の地方税法の改正が遅れた関係で、これが減収になっているということでの臨時的な交付金が入ってくるということです。

それとこれは9款の地方交付税、これは普通交付税から現在留保して持っております中から、2,257万9,000円を今回の財源に充てております。

それから繰越金といたしまして、628万5,000円ということで、平成19年度の剰余金はこの補正で全部計上したことになります。以上で議案47号についての説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

議案第48号 航路事業特別会計の補正予算について御説明いたします。

1ページにありますとおり、今回は7,264万1,000円の大きな特別補正になります。まず10ページをお願いします。10ページで燃料潤滑油費6,288万7,000円。これは燃料高騰による値上げ分なんですけど、実は当初予算を作成する作成時にA重油は73円、軽油は79円で見積もって予算を作成しています。ところが今年1月から9月までの燃料単価の推移といいまして、これが非常に大きな幅がありまして、A重油で1月から9月までの平均単価なんですけど、A重油で97円。軽油で102円まで上昇いたしましたので、それに伴って今予算が足りない状態になっておりますので、フェリーごまみのほうに2、

596万3,000円、クイーンざまみで3,647万9,000円。内航路で44万5,000円の補正を計上させていただきました。

次に11ページ。船舶修繕費のドック費なのですが、これはフェリーざまみ。ドックは終わりましたが、そのときに追加工事が出ましたので、その分の計上で、504万3,000円。それから修繕費196万1,000円につきましては、クイーンざまみの部品代ということです。あと内航路の19万5,000円につきましても、かしまのエンジン修理代ということになります。

次に12ページの用船料なのですが、これはクイーンざまみのエンジントラブルがありました。その際に民間の船を2隻チャーターして対応しましたが、その分の用船料ということで計上しました。

13ページのほうなのですが、これは事務諸費の中の退職手当362万7,000円。これは今年船舶で退職した職員がおりますが、その特別負担金として計上しております。

あと14ページの利子。一時借入金利子、これも銀行からの●一時借入がまだたくさん残っていますので、その利息分として106万9,000円を計上しております。歳出については以上です。

歳入のほうなのですが、6ページの旅客費の3,462万8,000円。これの内訳なのですが、これは今回値上げした分。今回運賃の値上げ、旅客が14%でトータルで5,900万円なんです。これが1、2、3月分を月にして1,400万円と、それから今年4月から9月までの旅客輸送実績が少し同じ去年の4月から9月にかけて伸びがありましたので、その分も収入に充てております。フェリーざまみで675万8,000円、クイーンざまみで2,787万円の歳入を見込んでおります。あと手荷物につきましては、15%運賃値上げの分で6万7,000円。小荷物につきましても15%運賃値上げで4万円。自動車航送につきましても、15%運賃値上げ分で144万9,000円。それから貨物運賃、これは平成16年までの4年分さかのぼっておりますが、これも財源が非常に苦しくて、平成14年までさかのぼって678万円の歳入追加で入れております。あと雑収入につきましては、これは自動販売機、それから保険料となりますが、現在、予算が151万円。既に現段階で246万円入っておりますので、これから3月までの、そういう自動販売機の売り上げ等を見込んでこの143万4,000円、これを歳入に充てております。

7ページのほう。ここは一般会計からの繰り入れということで、2,824万3,000円。

8ページのほう、これは需用費、旅客費雑費の需要費。これは払い戻しということで、●金額を50万円減にしております。

それから9ページの郵便取扱費、燃料費ということで、これは車の燃料代。特に阿嘉の車両、今年の4月からは陸上の郵便の輸送については、21ざまみが受けておりますので、この分は燃料はカットしたということです。

それから11ページのほう。●船費の旅費の30万円減。それから備品費購入、これも9万9,000円。内航路でも同じように9万9,000円のカットをして、減にしてこれを歳入に充てております。

最終15ページのほうなのですが、繰上充用金。これは平成20年度の予算から既に3,739万6,000円を平成19年度の赤字補てんとして入れておりますので、残った114万5,000円は歳入のほうに充てております。船舶については以上です。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

それでは議案第49号 簡易水道の補正（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

まず歳入のほうですけれども、6ページ。今回繰入金ということで73万5,000円の補正をお願いしてあります。歳出にかかわる経費の分を一般会計からの繰り入れで補うということです。

続きまして7ページの歳出のほうですけれども、修繕費としまして73万5,000円計上しておりますが、内訳につきましては、座間味、阿嘉、慶留間、3カ所の浄水場ポンプ場等の制御盤、基盤の取りかえの部品代ですが、これは全部ユニットになっておりまして、特に大きいのが阿嘉島のほうの浄水をつくる急速ろ過機というのがありますけれども、これの洗浄とあと汚泥を排出するのが全部自動制御になっておりますけれども、これのタイマーが3基。あとは浄水池の水位計、それと●薬注用のフィルター、それとテトロンホース等の資材で約26万円ぐらいですね。あと慶留間のほうが、配水池とポンプ場との連結の給水ユニット。これがほとんどリレーができない状況で、制御盤のほうの取りかえ等の費用で約40万円です。あと座間味の浄水場、これは回線等の軽微な調整作業で、6万6,000円ぐらいかかります。3カ所合わせて今回73万5,000円の補正をお願いしております。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

議案第47号 ●平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第48号、議案第49号のあれがですね、議案第47号の中では歳出のあれで議案第48号と議案第49号がありますけれども、総務企画課長にお聞きしたいんですが、もし9月の補正、何と言いますか、議会定例の一般質問でも言ったんだけど、決算の中で言ったんですが、阿嘉慶留間の村道の整備を補正予算を組んでやってくれとお願いしたはずなんですが、今はもう車1台通らない状態になっているんですよ。これをこっちに組んでいないということは、どういうことなのか。それぞれそういうのが出てきているはずなんですが、その分に関して何でそういうのが上がってきていないのかな。議会でそれに使うと反対されるというふうに思っているのかなと思って、私が言っていること。私、はっきり言いますけれども、地元の面々は全部向こうを通るたびに何とかしないとイケないと思って、この間、村長も課長もいらっしゃるのに何でそれを補正を組んでもやらないかということで、私お願いしたんですけれども。何で今回上がると思っら、来たら上がってないもんですからね。それに対してどう考えているのか、ちょっとその辺、答弁お願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑、阿嘉の村道の越原線の整備の件ですが、9月の定例議会のほうで補正をして、草刈り等を実施するというので、これまで区の区長と相談してまいっております。夏場のそういう時期を外してということで今調整してきたんですが、今回、きょうですか。11月まではそういう形が整備できていませんで、これから調整をしてですね、早い時期に草刈、そして何カ所かに崩れている土砂等は確認していますので、それを除去して安全に通行ができるような形をとっていきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

9月の補正で、課長は20万円程度の予算をつくっていただきましたけれども、現状ではあれぐらいではできませんので、12月にでもまた補正を組んでもらってですね、きちっとした形、またアスファルトの大分はげたところとかありますので、そういうところは非常に危険ですので、そういう部分もまた改めてやってもらって、観光客などが非常に怖いか、「ここは人が住んでいる島ですか」とか「後ろに行く人はだれもいないんですか」と、そういうような発言がありますのでね、やっぱりそういうところは気をつけていただきたい。自分の生活道路ですのでね。観光客が来て「ああ、楽しかった」と言えるような場所にしてほしいと思っております。私はこれに対しては以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第48号 平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

船舶課長、14ページの公債費。この一時借入金の利子が106万9,000円と計上されておりますけれども。その一時借入金というのはご存じのとおり単年度だと思っただけけれども、これは幾らの一時借入金に対する利子ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

これは銀行から5件借入れをしています、トータルで1億3,500万円の借入れがあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは何年度ですか、平成19年度、平成20年度。それは何年度の分。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

これは平成20年度一時借入金ということですね。借りかえ、借りかえできてはおりますけれども。今の方は平成20年度の分として計上しています。利息は今1.625%で計算しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ちょっと私の不勉強かもしれないけれども、5件あって単年度の借入が1億3,500万円もあるんですか。お金が入らないから。その相殺というのは年末でそのあれはやりますよね。わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

2点ほどお聞きしたいと思います。10ページをお願いしたいと思います。この燃料の潤滑油でございますけれども、これにつきましては、この潤滑油につきましては、入札制度をとっているのか、それとも随意契約なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

これは随意契約で現在、座間味石油さんと座間味漁協さんから交互に購入をしておりますが、単価の調整につきましては、毎月各離島航路の単価を調査しまして、それでもってその差が出ないように事業者とは調整しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

渡嘉敷村とか栗国村とか船をもって航路等に差はないですか。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

近隣市町村、渡嘉敷村と栗国村とほとんど差はありません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。それから15ページでございますけれども、前年度の繰上充用につきまして、114万9,000円の減になっています。このところで前の3,800万円というのは一般会計から入れたものですか、それともどういったものですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

この繰上充用の3,800万円については、一般会計の繰り入れと、それから船舶の貨物運賃とか、旅客運賃等、それを充てております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これマイナスの114万円になっているんですが、これがもし全部一般会計でしたら、●のやり方においてはですね、一応は一般に返してもらって、その分をまたプラスして繰り入れに入れたほうがよかつたんじゃないかと思っています。だからこれはそのまま船舶の分も入っているというんだから、もう一般の●振り分けはないものと見て、以上で終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号 平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第49号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど環境衛生課長から7ページを説明していただいたんですが、制御盤の取りかえとか●急速ろ過器の更新ですね。そういうものがあるとお聞きしたんですが、私は去年もお願いしてやったんですが、今現在、阿真、座間味島の水道メーターのチェックはすぐに料金表が出るようにしてありますけれども、阿嘉、慶留間はないと。だからその告知ができないということで、前に私はお話し申し上げたんですが、この予算は今回入っていますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの御質疑にお答えいたします。座間味の島の検針においては、ちょっと機器の名称を忘れてしまったんですが、ハンディー何とかという数字を打ち込んで、使用水量を計算して料金に換算して、ペーパーで通知が出るということで、各世帯に事前配付しております。阿嘉・慶留間島については、地元の人たちに検針をしていただいて、手作業で処理をしておりますが、できれば座間味のように迅速に処理するためにはハンディーの機器を使用したほうが正確。それと事前に周知ができるというので非常に大きなメリットがありますけれども、1器当たり確か60万円近くする機械なものですから、今回73万5,000円の修繕費を計上してありますが、これをもらうのもやつの状況でですね。座間味の今のやり方で行うためには、経費がかからない方法としては事務の改善をします。いわゆる座間味が終わった段階でその機械を

阿嘉に回すというようなことで、今課内ではそういう調整をしております。そういうときにどのようなデメリットが出るかということですね、同時期に検針をしていたのが、少し遅れて出てくるのかなという意見がありました。そんなにたくさんはなかったんですが、それぐらいの二、三日のズレだったらできないこともないのではないかと。あともうちょっと詳細を詰めて、購入しないで1つの機械を持ち回りをして、改善を図っていく方向で、今細部の詰めを行っております。手作業でやっていたので、指導等も含めていろいろもう少し準備期間がかかるかと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは60万円するんだったら大変な予算が要するというので、今回はないということですが、作業の方法ですね、問題は。これは詳細には言いませんけれども、これ水漏れで事故等があってもわからなくなりますから、事前に引き落としとか、という場合にも幾ら入れればいいのかわからないわけですよね。そういうものが非常に座間味、阿真はサービスは受けられるけれども、阿嘉、慶留間は受けられないというのは非常に同じ村民として不公平ですのですね。今作業の日といいますか、検針の日時をずらしてやるかという方法を考えると言っていますけれども、まずこの予算ではどうにもなりませんので、今回はね。ただまあ入っていないので、ひとつの提案としましてですね、何立方から何立方までは何円ですよ。お宅の前は幾らでした、今回は幾らですというこの差額。電気のメーターと一緒にですね。あるいは書いて、簡易的に今回幾ら使ったんだと。そこに何立方から何立方までは幾らということがわかればですね、こんな小さな紙でいいわけですよね。そういうものを逆にいえば、例えば自分たちで単純に計算もできますからね。そういう方法も考えて、水道事業も赤字ですのですね、そういう60万円もする機械をすぐに購入しなさいとは言えませんので、そういう方法でもいいから改善していってもらえますか。また水の節約にもつながると思うんですよ。節水にもね。あと10立方少なく使っていたら、これだけで済んだのにと。夏のときに特に実感●

（テープNo.1 B面へ）

●

●○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程追加、ただいま宮里祐司議員から座間味村議会会議規則の一部を改正することの動議が提出されました。この動議は一人以上の賛成者がありますので成立しました。座間味村議会会議規則の一部を改正することを追加日程第1号として議題とすることについてを採決します。

この採決は挙手で行います。

この動議を追加することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数です。したがってこの動議を日程に追加し、議題とすることに決定されました。

これから発議第10号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

説明を求めます。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

発議第10号

平成20年11月10日

座間味村議会議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員 宮 里 祐 司

賛成者 座間味村議会議員 宮 里 順 之

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

先の地方自治法が改正で、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審議又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するものである。

以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

●討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第10号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

●これをもって、平成20年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 善 昇

署名議員 金 城 英 雄